

# 普通預金(インターネット専用)規定

- 1. 定義**
  - (1) 普通預金(インターネット専用)(以下「この預金」といいます。)は、当行ホームページより口座開設・キャッシュカード・SBJ ダイレクトをお申込され、当行所定の手続きにもとづき作成された預金で、定期預金(オンライン専用型)の開設と同時に作成されるインターネット専用の普通預金です。
  - (2) この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。
  - (3) この預金に関しては、届出印の届出は不要とします。ただし、この預金の開設後に支店窓口または郵送にて別途口座を開設する場合は、届出印をお届出いただきます。
  - (4) 既に SBJ ダイレクトを契約している預金者は、この預金を開設することはできません。
- 2. 本人確認未了時の取扱い**

定期預金(オンライン専用型)の開設のための資金が当行に着金後、本人確認が成立しないまま3ヶ月を経過した場合、預金契約は成立しなかったものとし、当行所定の手続きに従って資金を返却します。
- 3. 預金の取引**

この預金の取引は、原則、次の方法で行います。

  - (1) SBJ ダイレクト(インターネットバンキング、テレホンバンキング、スマートフォンバンキング)による取引。
  - (2) 当行と提携している金融機関等の現金自動預金支払機(以下、「ATM・CD」といいます。)による取引。
- 4. 取扱店の範囲**

この預金の取引店は本店です。またこの預金は、原則、SBJ ダイレクトまたは ATM・CD にて取引を行うものとし、当行本支店窓口(以下、窓口といいます。)ではお取引できません。窓口でのお取引を希望される場合は、当行が認めた場合に限り、当行所定の手続きを行っていただくこととなります。
- 5. 預金の受け入れ**

この預金に受け入れできるものは次の通りです。

  - (1) 為替による振込金
  - (2) キャッシュカードを用いた ATM での現金

※小切手その他の証券類(以下「証券類」といいます)は、お取扱できません。
- 6. 預金の払戻し**
  - (1) この預金からの払戻しは、原則 SBJ ダイレクトおよびキャッシュカードを用いて ATM・CD にて行うものとします。万が一、窓口で払戻しを希望される場合は、当行が認めた場合に限り、当行所定の手続きを行っていただくこととなります。
  - (2) 万が一、窓口にてこの預金を払戻すときは、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認手続きを行います。この確認ができるまでは、払戻しを行いません。
  - (3) 万が一、窓口にてこの預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に任意の印章または署名により記名捺印の上、キャッシュカードおよび顔写真付き本人確認書類を提示し、窓口のテンキーにて暗証番号を入力してください。
  - (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。
- 7. 利息**

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率および当行所定の計算方法によって計算の上、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- 8. 届出事項の変更等**
  - (1) キャッシュカードや SBJ ダイレクトカード(またはワンタイムパスワード表示端末)を失ったとき、または、名称・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法で届出てください。
  - (2) この届出を当行が受理する前に生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、再発行や届出の変更にかかる手続きは当行所定の方法に限りです。
  - (3) この預金のキャッシュカードや SBJ ダイレクトカード(またはワンタイムパスワード表示端末)を失った状態で、窓口にて元利金の支払いを受ける場合は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 9. 成年後見人等の届出**
  - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を口座開設店に届出てください。
  - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見人監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要事項を口座開設店に届出てください。
  - (3) 前2項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (4) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人監督人の選任がなされている場合は、この預金を開設することはできません。
- 10. 印鑑照合等**

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印章(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、窓口にて署名の照合を行う場合は PIN-PAD に暗証番号の入力を行ってください。
- 11. 譲渡・買入れの禁止**
  - (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかわるいっさいの権利は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
  - (2) 当行がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 12. 保険事故発生時における預金者からの相殺**
  - (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
  - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
    - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の方法にて直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
    - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
    - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
  - (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
    - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
    - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
    - ③ 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
    - ④ 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 13. 解約等**
  - (1) この預金口座は、インターネットバンキングでは解約ができません。この預金口座を解約する場合には、原則、窓口または郵送による手続きを行うものとし、解約元利金は本人名義口座宛の振替もしくは振込となります。
  - (2) 窓口にて解約手続きを行う場合は、当行所定の解約請求書に任意の印章の捺印または署名をし、顔写真付き本人確認書類、キャッシュカードを提示の上、窓口の PIN-PAD にて暗証番号を入力し手続きを行うものとします。
  - (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
    - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
    - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
    - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
    - ④ 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
    - ⑤ 相続の開始があった場合
    - ⑥ 成年後見制度の適用を受けた場合
  - (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。
    - ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合  
A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業  
E. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等  
F. その他前各号に準ずる者
    - ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合  
A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為  
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為  
D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為  
E. その他前各号に準ずる行為
  - (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金利息取引を停止または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
  - (6) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、口座開設店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- 14. 通知等**

届出のあった氏名・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 15. 反社会的勢力との取引拒絶**

この預金口座は預金者が第13条(4)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条(4)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- 16. 規定の改定**

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改定されることがあります。本規定を改定する場合は、店頭または当行ホームページにおいて、改定内容を記載して告知します。
- 17. 規定の準用**

本規定に定めのない事項については、当行諸規定、所定の方法により取扱います。  
以上